

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目		品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
介護・訓練支援用具	給付	特殊寝台	原則18歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	給付	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)又は知的障がいの程度が重度、最重度の者で、原則3歳以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	給付	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)で、原則学齢児以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は、介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	給付	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で、原則3歳以上の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	給付	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で、原則学齢児以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	給付	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則3歳以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	300,000
	給付	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上、18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	給付	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上、18歳未満の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	154,000

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
自立生活支援用具	給付 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者で、原則3歳以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000
	給付 便器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則学齢児以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	(本体のみ 4,450 手すり 5,400)
	給付 頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障がい児(者)又は知的障がいの程度が重度、最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する障がい児(者)、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護する性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	A 15,656 B 37,852
	給付 つえ (T字状・棒状)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	立位、歩行時に身体を支え、安定できる十分な強度を有するもの A 主体:木材 外装:ニス塗装 B 主体:軽金属	3年	A 2,310 B 3,150 夜光材付の場合410増(全面夜光材付1,200増) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合260増
	給付 移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること (ア)障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (イ)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000
	給付 特殊便器	上肢障害2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障がい児(者)で、原則学齢児以上の者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200
	給付 火災警報器	障がい等級2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度の障がい児(者)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	火災警報器 15500 火災警報発信器 聴覚障がい者のみの世帯であって、屋内信号装置と連動で火災警報発信機が別途必要な場合 16,500 耐用年数:8年
	給付 自動消火器	障がい等級2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度の障がい児(者)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目		品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
自立生活支援用具	給付	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は知的障がいの程度が重度、最重度の者で原則18歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	給付	聴覚障害者用屋内信号装置	原則18歳以上の聴覚障害2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触感等により知覚できるもの	10年	87,400

在宅療養等支援用具	給付	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	給付	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障がい児(者)であって、医師が必要と認めた者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	給付	電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上の者又は同程度の身体障がい児(者)であって、医師が必要と認めた者、又は難病患者等で医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	給付	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者で原則18歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	給付	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	給付	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	給付	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	15,000
	給付	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器装着者であって、呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障がい児(者)のうち医師が必要と認めた者、又は人工呼吸器装着者であって難病患者等である者のうち医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	157,500
	給付	人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー	在宅の人工呼吸器装着者であって、呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障がい児(者)のうち医師が必要と認めた者、又は人工呼吸器装着者であって難病患者等である者のうち医師が必要と認めた者	災害等で電力の供給が受けられない場合に、人工呼吸器の使用に耐えられる電力を供給できるもの。	10年	100,000 外部バッテリーのみ2台支給

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
情報・意思疎通支援用具	給付 携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者で原則学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章を変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	給付 情報・通信支援用具	上肢2級以上又は視覚障害2級以上を有し、パーソナルコンピューターの使用にあたり、特別な周辺機器やアプリケーションソフトを必要とする者で原則学齢児以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト	5年	100,000
	給付 点字ディスプレイ	原則18歳以上で、視覚障害2級以上身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	給付 点字器	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	点筆を含み、点字を紙に刻むことができるもの 標準型A: 32マス18行両面書真鍮板製 標準型B: 32マス18行両面書プラスチック製 携帯用A: 32マス4行片面書アルミニウム製 携帯用B: 32マス12行プラスチック製	標準型: 7年 携帯用: 5年	標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,699
	給付 視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、録音並びに記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
	給付 視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	文書情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	給付 視覚障害者用読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を拡大又は音声化することにより、文書からの情報入手が可能となる者で原則学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる、又は音声で読み上げるもの	8年	198,000
	給付 視覚障害者用時計	視覚障害2級以上 なお、音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする 原則18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300 音声 13,300
	給付 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障がい2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	29,000

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
情報・意思疎通支援用具	給付 聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年	71,000
	給付 聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者で原則学齢児以上の者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	6年	88,900
	給付 人工喉頭	音声言語機能障がい者(喉頭摘出者) (埋込型人工鼻は、上記の障がい者であって常時埋込型の人工咽頭を使用するものに限る)	笛式の場合は、呼吸によりゴム等膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの 電動式の場合は、顎下部等に於てた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 埋込型人工鼻の場合は、HMEカセット、アドヒープ等人工鼻装着のために必要なもの	笛式：4年 電動式：5年 埋込型人工鼻：—	笛式 5,150 電動式 72,203 (気管カニューレ付きとした場合は 3,100円増し) 埋込型人工鼻 24,200(1ヶ月あたり)
	給付 点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障がい者	点字により作成された図書(雑誌を除き、原則年間6タイトル又は24巻程度)	—	一般図書価格との差額
	給付 人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)で、医療保険制度等を利用して人工内耳体外部装置の買い替えができない者のうち、医師が必要と認めた者。 ただし、民間保険を活用する場合は、本体価格から保険会社の認定する損害額を差し引いた金額を対象とする。	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	200,000
	給付 人工内耳用空気電池	人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)	人工内耳用に販売されているもの	—	3,000(1ヶ月あたり)
	給付 人工内耳用充電電池	人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)	人工内耳用に販売されているもので、繰り返し使用のできるもの。	2年	17,600

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目		品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
排泄管理支援用具	給付	ストーマ装具	ぼうこう・直腸障害を有する障がい児(者)	蓄尿袋、蓄便袋、皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウェハー、固定ベルト、サージカルテープ、コンベックスインサート、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバック(下肢装着用蓄尿袋)、ナイトドレナージバッグ(夜間蓄尿袋)、パウチカバー、消臭剤(消臭潤滑剤)、皮膚保護剤穴	—	ぼうこう機能障害 12,500(1ヶ月あたり) 直腸機能障害 9,500(1ヶ月あたり)
	給付	紙おむつ等	二分脊椎による排尿便機能障害児(者) 脳原性運動機能障害児(者)でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能な療育手帳A判定を受けた者 ストーマの著しい変形、もしくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者	紙おむつ、尿パット	—	12,000(1ヶ月あたり)
住宅改修費	給付	収尿器	肢体障がいや有する障がい児(者)で尿意が無いなどのため、収尿の必要がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付属しているもの A: 男性用普通型(ラテックス製又はゴム製) B: 男性用簡易型(ラテックス製又はゴム製) C: 女性用普通型(耐久性ゴム製採尿器を有するもの)	1年	A 7,931 B 5,871 C 8,755 D 6,077
	給付	重度障害者用意思伝達装置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、